

「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練」宮城県の魅力発信・復興伝承イベント業務 仕様書

1 委託業務の名称

「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練」宮城県の魅力発信・復興伝承イベント業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

3 業務目的

令和8年11月14日（土）及び15日（日）に石巻市雲雀野地区をメイン会場として開催される「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練」会場隣接地において、飲食の提供、宮城県及び近隣市町の観光PRブースの設置、並びに東日本大震災からの復興状況の発信をすることにより、来場者に対し、当県の食をはじめとする地域の魅力を発信するとともに、防災意識の醸成を図るもの。

4 業務内容

受注者は、上記3の業務目的を達成するために必要な企画・運営、調整等、一切の業務を遂行するものとする。

なお、業務遂行に当たり、当然実施しなければならないもの、及び本仕様書に記載のない事項であっても必要となるものはすべて実施することとし、事業費に含めること。

（1） 共通事項

ア 開催日時

【1日目】 令和8年11月14日（土）午前10時から午後4時まで

【2日目】 令和8年11月15日（日）午前10時から午後2時まで

【事前準備】 令和8年11月13日（金）

イ 会場

（ア） 石巻市雲雀野町二丁目23番地 雲雀野中央埠頭内 特設会場（71m×102m）

※ 資料1参照

（イ） 会場使用料は、発生しない。

ウ 会場レイアウト

（ア） 会場内には、飲食店エリア、観光PRエリア及び復興伝承エリア、飲食（休憩）エリアのほか、会場本部（兼救護所）、仮設トイレ、ゴミ集積所、喫煙所等を設置することとし、来場者及び出店者に配慮したレイアウトとすること。

（イ） 会場周囲には、宮城県石巻港湾事務所が保管するフェンス（資料2参照）を設置することとし、保管場所（石巻市中島町17-2）から会場までの運搬、設置・撤去に要する経費についても、事業費に含めるものとする。

（ウ） 入場口と退場口は別に設置することとし、入場口では金属探知機（ハンディタイプで可）によるチェックを実施すること。

（エ） 会場が埠頭であることを考慮し、テント等を設置する場合には強風対策を講ずること。この場合、ペグによる固定は不可とする。

- (オ) 会場内での発電機及び火気の使用は可能とする。
- (カ) 会場内で発生した排水は自己完結型で処分すること。
- (キ) 夜間など販売時間外においても、会場の安全確保のために十分な警備を手配すること。

エ スタッフ

運営・統括、会場管理、出入口管理など業務目的を達成するために必要なスタッフを適切に配置すること。

(2) 飲食ブースの設置

ア 概要

訓練会場周辺に飲食施設がないことによる不便性の解消、脱水症状等の体調不良者の未然防止、会場内での回遊性を講ずることによる訓練内容の理解促進等を図るため、多様な事業者による飲食ブースを設置するもの。

イ 出店者及び出店者数

- (ア) 出店者は、1日当たり最大想定おおむね30事業者とする。
- (イ) 1日目のみ、若しくは2日目のみの出店を妨げない。
- (ウ) 出店者が想定を下回った場合などの理由でスペースが余った場合の残りスペースの活用対策を講じ、提案すること。

ウ 出店者の募集及び調整

- (ア) 出店者の募集に当たっては、石巻市、東松島市及び女川町に所在する事業者を優先とするが、想定事業者数に満たない場合には、当該市町以外の県内事業者や宮城県産食材を扱う県外事業者の出店も可とする。
- (イ) 人員確保、販売体制など出店に当たって課題となる事項について、あらかじめ把握した上で、当該課題解決のための具体的な対策を講じ、提案すること。
- (ウ) 出店者との準備も含めた出店に必要な諸調整や各種問い合わせに対応すること。また、「出店マニュアル」を作成し、出店者を対象とする事前説明会を開催すること。

(3) 観光PRブースの設置

ア 概要

宮城県、並びに会場隣接市町である石巻市、東松島市及び女川町の魅力を効果的に発信することにより、訓練開催後における同地域への誘客促進を図るため、観光PRブースを設置するもの。

イ 設置・運営

宮城県及び3地域の観光地・食・イベント等を効果的に発信するためのブースの装飾デザイン及びレイアウト、併せて運営方法を具体的に提案すること。

(4) 東日本大震災からの復興ブースの設置

ア 概要

東日本大震災からの復旧・復興の取組や、現在の状況を来場者に伝え、災害時の適切な行動への気付きや防災意識の向上を図るため、東日本大震災からの復興ブースを設置するもの。

イ 設置

東日本大震災からの復旧・復興に関する掲示物の展示や印刷物の配架を行うブースの装飾デザインを提案すること。（掲示物及び印刷物は、県が準備する。）

(5) 広報

本イベントの周知及び集客促進を図り、最大限の事業効果をあげるため、チラシやポスターの作成及び配布、SNS等を活用した効果的な広報について、企画・提案すること。

5 留意事項

- (1) 本業務の作業体系について、再委託の有無も含めて企画提案書に記載すること。再委託する場合には、再委託先の名称、住所、再委託理由、再委託予定金額、業務の役割分担及び業務の履行能力等について企画提案書に記載すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用も含めて、受注者の責任において解決すること。
- (3) 成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (4) 受注者は、この業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及び適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受注者は、この業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (7) 本仕様書に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明記がない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。



資料 2

フェンスのイメージ



フェンス詳細

